

札幌市ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱

平成18年2月20日 環境局長決裁
平成22年9月14日 一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、ペット動物又は死者の遺品等の火葬を業として行うために火葬施設を設置しようとする者(以下「事業者」という。)に対し、必要な指導等を行うことにより、住民の生活環境及び自然環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ペット動物 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第1項に規定する獣畜以外の犬、猫、その他の小動物等の愛玩動物をいう。
- (2) 死者の遺品等 死者が生前に使用していた布団、衣類、人形、写真、装飾品等、神仏具及びその他市長が認めるものをいう。
- (3) 焼却炉 ペット動物又は死者の遺品等を火葬するために設けられる固定式の焼却炉をいう。ただし、車両等に焼却炉を積載し、一定の場所で使用する場合は、固定式の焼却炉と見なすこととする。
- (4) 附属施設 ペット動物又は死者の遺品等を弔うための祭壇施設、ペット動物又は死者の遺品等の保管庫、管理事務所等から構成され、焼却炉と同一敷地内に設置されるものをいう。
- (5) ペット動物等火葬施設 焼却炉及び附属施設から構成されるものをいう。

(事業者の遵守事項)

第3条 事業者は、この要綱、札幌市ペット動物等火葬施設設置に関する指導要綱運用要領(以下「運用要領」という。)及び運用要領第2条に定める関係法令の規定を遵守しなければならない。

- 2 事業者は、住民の生活環境に配慮してペット動物等火葬施設を維持管理し、住民からの苦情発生の未然防止を図るため、十分な対策を講じるものとする。
- 3 事業者は、市が行う立入調査等に協力するものとする。

(施設の立地等の基準)

第4条 ペット動物等火葬施設の立地基準は次のとおりとする。

- (1) 施設を設置しようとする場所は、市街化区域でないこと。
- (2) 施設を設置しようとする場所から、110メートル以内に運用要領で定める公共施設及び公益施設の敷地並びに市街化区域等を含まないこと。
- (3) 施設を設置しようとする場所に「市街化調整区域の保全と活用の方針」の別表1に掲げる区域を原則として含まないこと。
- (4) 立地基準の詳細は、運用要領で定める。

(施設の構造等の基準)

第5条 ペット動物等火葬施設の構造等は、運用要領で定める構造等を有するものとする。

(近隣の住民に対する説明会等の実施)

第6条 事業者は、施設を設置しようとする場所から、110メートル以内に居住する者に対し、運用要領に定める方法により説明会等を開催することとする。

(事業計画書の提出)

第7条 事業者は、ペット動物等火葬施設を設置する場合、あらかじめ運用要領に定めるところにより事業計画書を市長に提出し、協議するものとする。

(事業計画の修正)

第8条 市長は、前条の協議の結果、必要があると認める場合は、事業計画を提出した事業者に対し、運用要領の定めるところにより、当該事業計画の修正を指示するものとする。

2 前項の指示を受けた事業者は、事業計画の修正を行い、市長に事業計画書を再提出するものとする。

(事前協議の完了)

第9条 市長は、前2条の規定により事業者から提出された事業計画書を審査し、必要な調整が完了したと認めるときは、運用要領の定めるところにより通知するものとする。

2 事業者は、事前協議完了後、工事着手前に事業計画を変更する場合は、前2条の手続きを再度行うものとする。

(工事の着手制限)

第10条 事業者は、前条の事前協議完了通知書を受け、かつ、関係法令に規定する許認可又は同意等を得た後でなければ、ペット動物等火葬施設の設置のための工事等に着手してはならない。

2 事業者は、完了した事前協議の内容と異なったペット動物等火葬施設を設置してはならない。

(勧告)

第11条 市長は、事業者が第3条の規定に違反する場合には、必要に応じて改善を勧告することができる。

2 市長は、事業者が前条の規定に違反して工事に着手しようとする場合には、当該事業者に対して、工事の中止を勧告することができる。

(その他)

第12条 この要綱の施行に関し必要な事項は、環境管理担当部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に業として稼働させるために設置されている焼却炉又は付属施設については、この要綱を適用しない。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。